第１２次千葉県職業能力開発推進検討会設置要綱

（設置）

第１条　産業構造・社会環境の変化に伴う、人材育成に関するニーズの変化や雇用情勢等を踏まえ、第１２次千葉県職業能力開発計画（以下「計画」という。）の策定及び計画に基づく事業の推進等に関する検討を行うため、「第１２次千葉県職業能力開発推進検討会」（地方自治法第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、法律または条例により設置された附属機関ではないもの。（以下「検討会」という。））を設置する。

（所掌事項）

第２条　検討会は、次に掲げる事務を所掌する。

（１）計画等の策定に関する検討を行うこと。

（２）計画期間に実施した事業の進捗や効果の検証等に関すること。

（３）県立テクノスクールの訓練科や訓練内容、事業運営のあり方に関する意見や見直しに関する助言を行うこと。

（４）その他、計画の事業の推進に当たり必要な事項に関すること。

（構　成）

第３条　検討会は、学識経験者、事業主・労働者関係代表、及び行政関係者をもって構成する。

２　検討会に会長及び副会長を各１名置く。

３　会長は委員が互選し、副会長は会長が指名する。

４　委員の構成は別紙のとおりとする。

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、検討会設置の日から計画における計画期間最終年度の翌年度の３月３１日までとする。

２　委員が辞任等により不足した場合は、必要に応じて委員を選任することができる。ただし、その場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会　議）

第５条　検討会の会議は、会長が議長を務める。

２　会長に事故があるときは、副会長がその職務を行う。

３　会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求めることができる。

（事務局）

第６条　検討会の事務局は、千葉県商工労働部産業人材課に置く。

（意見聴取）

第７条　検討会は、必要に応じて関係者の意見を聴取することができる。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項は別に定める。

附　則

この要綱は、令和８年１０月１５日から施行する。

別　紙

千葉県職業能力開発推進検討会の委員構成

分野	委　　員
教育	独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 千葉職業能力開発短期大学校 校長
	千葉県高等学校教育研究会 進路指導部会 部会長
技能振興 ・経済団体	千葉県職業能力開発協会会長 又は同協会役職員のうちから、当該会長があらかじめ指名する者
	千葉県中小企業団体中央会会長 又は同中央会役職員のうちから、当該会長があらかじめ指名する者
労働者	日本労働組合総連合会 千葉県連合会の会長 又は連合会役職員のうちから、当該会長があらかじめ指名する者
	日本労働組合総連合会 千葉県連合会の加盟構成組織の役職員のうちから、 当該連合会会長があらかじめ推薦した者
行政	厚生労働省 千葉労働局 職業安定部 訓練課長